

『吾妻鏡』 災異記事の編纂方針及び意義

王 玉 玲

はじめに

古代の日本において、天変・地異のような自然現象は神秘的な意味が付けられ、神々の意志の示現または災厄の徴候と認識されていた。⁽¹⁾ 中国天人相関の災異思想の受容にしたがって、天変・地異などの自然現象があらためて災異と認識され、災異現象に関する記録が『日本書紀』の推古紀から次第に記されるようになる。⁽³⁾ そして、それを皮切りとして、以降の諸史料、公家の記録であろうと、武家の史書であろうと、いずれにも災異関連の記事が見える。

災異に関する研究としては、律令期の災異及びその対処を明らかにしている論考が多数あるが、鎌倉時代に関する研究は比較的少ない。⁽⁶⁾ そのうち、鎌倉幕府の災異を中心とした考察は山田雄司氏の「鎌倉時代の怪異」という論考にしか見られない。氏は『吾妻鏡』を通して、鶴岡八幡宮をはじめとした、幕府と密接な関係にある寺社での怪異を明らかにした上で、それらの怪異は幕府や将軍の運命に関連すると述べている。⁽⁷⁾ さらに、鎌倉幕府の災異及び災異意識は、古代の朝廷とくに院政期に形成された伝統の踏襲であるという見解を示している。

しかし、武家及び幕府自身の歴史をもとにして築いてきた幕府特有の災異については、氏の論考にはあまり触れていない。さらに、『吾妻鏡』は後世の編纂物であり、多くの顕彰や曲筆があることは古くから指摘されているため、扱う際には注意しなければならいであろう。その上、『吾妻鏡』における出産と元服記事が特定の人物を特筆するために利用されたという説があるように、その災異記事が特定の意図によって利用されたかどうかを解明する必要もある。もし特筆があれば、その災異記事は『吾妻鏡』の中でいかに配置されているか、または如何なる方針で編纂されたかが問題になる。そこで本稿は『吾妻鏡』を通して、鎌倉幕府の災異を探りつつ、災異現象を記す記事そのものに注目して、災異記事の編纂方針及びその意義を検討してみたい。

一 鎌倉幕府における災異

『吾妻鏡』における災異現象は、天変、災害、「怪異」に大別することができる。その点では、幕府が災異とみなしたものは朝廷のものとは大きな相違がないといえる。しかしながら、承久三年（一二二一）六月八日条に「同日戊尅。鎌倉雷落于右京兆館之釜殿。正夫一人爲之被侵畢」と記されている北条義時の屋敷に落ちた落雷に対して、大江広元は「全非怖畏之限、就中此事。於關東爲佳例一歟。文治五年。故幕下將軍征藤泰衡之時。於奥州軍陣雷落訖」という見解を示した。つまり、奥州合戦で幕府が勝利をおさめたことにより、この落雷は災異どころか、合戦勝利を予兆する祥瑞と言つてもよい現象とされていた。さらにまた、北条義時を追討せよという後鳥羽上皇の宣旨に対して、幕府は総力をあげて反撃したように、この落雷は北条義時ではなく、幕府の戦事の勝負にもかかわる現象とされていたことが明らかである。したがって、古くからそのすさまじい威力で恐れられて神化されたり、天人相関説の影響で災異化されたりした落雷は、幕府の吉事の前兆として捉えられていたのである。

また「兵革」の兆しとされる災異として、「魚怪」、「黄蝶怪」がとくに取り上げられる。

〔史料一〕宝治元年五月二十九日条

去十一日。陸奥國津輕海邊。大魚流寄。其形偏如「死人」。先日由比海水赤色事。若此魚死故歟。隨而同比。奥州海浦波濤。赤而如「紅云々」。此事則被「尋」古老之處。先規不快之由申之。所謂文治五年夏有「此魚」。同秋泰衡誅戮。建仁三年夏又流來。同秋左金吾有「御事」。建保元年四月出現。同五月義盛大軍。殆爲「世御大事」云々

〔史料二〕宝治元年三月十七日条

黄蝶群飛。幅假令一許丈。列三段許。凡充「滿鎌倉」。是兵革兆也。承平則常陸下野。天喜亦陸奥出羽四箇國之間有「其怪」。將門貞任等及「鬪戰」訖。

史料一、二に見られる「魚怪」・「黄蝶怪」が現れた翌月の六月に宝治合戦が起きたので、さかのほってみれば、「魚怪」・「黄蝶怪」はまさに幕府の兵事の前兆であった。ただ、「魚怪」の先例としてあげられた奥州合戦、源頼家の失脚及び和田合戦に対して、「黄蝶怪」の先例とされたのは、幕府の歴史上の戦事ではなく、承平の乱などの武家の歴史上の戦いである。この「魚怪」・「黄蝶怪」に関する災異記事から、幕府は先例を参照しながら、災異現象を解釈していたことが分かる。同時に、幕府は自身の歴史だけではなく、武家の歴史をも念頭に置いて独自の先例、さらに独特の災異認識を確立してきたと推察されよう。

しかしながら、『吾妻鏡』の災異記事から読み取れる幕府の災異認識には、編纂者の理解が入っていた可能性があるのである。また、特定の編纂意図によって、災異記事が配置されたりすることも考えられる。そこで『吾妻鏡』の災異記事の信憑性はさておき、災異記事の編纂方針及び意義について検討を加えてみる。

二 『吾妻鏡』 災異記事の編纂方針

『平戸記』⁽¹⁵⁾は鎌倉時代の公家平経高の日記である。現存する内容は安貞元年（一二二七）十二月から寛元四年（一二四六）三月までの歴史をカバーしている。記述は断片的で、欠落が多数あるものの、関東の出来事に関する記事が多く見られるので、幕府さらに公家の視点から見た幕府を考察するには、『平戸記』が有効な手がかりとなる。⁽¹⁶⁾『平戸記』によれば、「三合年」⁽¹⁷⁾とされた寛元三年（一二四五）の記事においては、災異現象に関するものがとりわけ多く見られる。そして京都のみならず、関東に起きた災異現象も何箇所ある。『吾妻鏡』の当該時期の記事を見れば分かるように、『平戸記』に言及された関東の災異現象には、『吾妻鏡』に記されているものもあれば、記されていないものもある。また『吾妻鏡』には現象しか記されていないのに対して、『平戸記』には公家たちの評価が見える。そこで、『吾妻鏡』と『平戸記』の寛元三年の年頭に載せられている関東の災異現象を取り上げて対照しながら、改めて幕府の災異を考察してみたい。

『平戸記』と『吾妻鏡』の寛元三年（一二四五）の年頭に記されている関東の災異現象は【表1】から分かる。両者の記録を対照してみると、寛元三年正月の雷鳴と大風はともに記されている。雷鳴の回数という正確性を要するところについては相違があるが、寛元三年正月に関東において雷鳴が何度もあったことはまず疑う余地がない。また、大雪及び鳥居の顛倒が『平戸記』に記されているのに対して、『吾妻鏡』には見られない。そこで、当時の出来事を記す『平戸記』の性格を考え合わせ、寛元三年正月における関東の災異現象をあらためて整理すると、雷鳴、大風、大雪、地震、月蝕、客星の出現と鳥居の顛倒が取り上げられる。

また『平戸記』によれば、「又正月雷鳴事頼朝卿事之時者元日也、頼家卿事之時者三日也、實朝公事之時者八日也」、「故實朝凶事之時、前年冬十二月歟、於「關東」雷鳴雪中有此聲、義時朝臣并居二品事之時、又前年冬雷鳴云々」⁽¹⁸⁾という関東の冬・正月の雷鳴に関する先例をもとにして、「代々正月雷鳴之時、將軍有災」、「冬雷鳴、武家必有事」⁽¹⁹⁾と見られるように、

冬・正月の雷鳴は災禍の前兆であり、とくに幕府の將軍や要人に関わる災いの予兆であると認識されていた。

さて、『吾妻鏡』の記事を参照しつつ、『平戸記』に載せられている関東雷鳴の先例を確認してみると、【表2】の通りである。つまり、源頼家・九条義時・九条政子が亡くなる前の冬或いは正月にあつた雷鳴が両方の記録に見られる。そのため、『平戸記』の記録に基づき、【表2】に見られる源頼朝をはじめとした人々の変事が起こる前の冬或いは正月に雷鳴が轟いたと推断されよう。さらに、先例を重んじる鎌倉期においては、幕府要人の凶事の前の冬・正月に雷鳴が度々現れたとすれば、冬・正月の雷鳴が所詮將軍と得宗を中心とした武家に関わる災異と捉えられていたであろう。さらに、このような認識は公家だけではなく、武家にも認められていたと考えられる。

ところが、『吾妻鏡』寛元三年（一二四五）年頭の記事に記されている雷鳴、強風、地震、月蝕、客星出現などの災異現象の中で、祈祷が行われて対処されたのは客星出現だけであつた。言い換えれば、寛元三年正月の雷鳴は災異とされていないかわけである。さらに、『吾妻鏡』における冬・正月の雷鳴記事を見ると、その多くは自然現象として記されている。明らかに災異とされていた例外的な雷鳴はわずかである。

〔史料三〕承久三年正月二十二日条

依「去十日雷鳴變」。始「行祈祷等」。

〔史料四〕寛喜元年十二月十日条

依「去四日雷電」。爲「世上御祈」。近國「宮立」奉幣御使」。

〔史料五〕寛喜二年十一月十八日条

申尅雷鳴。入「夜暴風雷雨甚」。冬至雷。殊變異也。

〔史料六〕寛喜三年十二月三十日条

今夜戌亥兩時。甚雷雨雷鳴。（中略）大海夜雷鳴。爲「殊重變」之由云々。⁽²⁰⁾

そこで、『吾妻鏡』の災異記事の編纂における方針を考えてみたい。『平戸記』に見られる「正月雷鳴之時、將軍有災」、
 「冬雷鳴、武家必有事」などの災異認識は、公家・武家を問わずに認められていたものであるが、『吾妻鏡』の災異記事
 からはかかる認識は一切見て取れない。災異現象とともに災異の予兆が当たった先例を記録する『平戸記』に対して、『吾
 妻鏡』は災異現象と災異対処だけを記す場合が圧倒的に多い。したがって『吾妻鏡』において、將軍・得宗という幕府要
 人の運命にかかわった災異現象は編纂段階で災異とせずに記されていたと見られる。災異現象を記すが、災異現象の効験
 などを削除するということを『吾妻鏡』災異記事の基本的な編纂方針と見なしてもよからう。

ところで、明らかに災異とされた雷鳴はわずかしかないが、その例外の中で、史料三に記されている「雷鳴変」がとく
 に注目に値する。なぜならば、後の同正月二十二日に「依去十日雷鳴變」。始行祈禱等。天地災變祭泰貞。三萬六千神
 祭晴吉。屬星祭親職。泰山府君祭宣賢。天曹地府祭重崇也。又於鶴岳宮。令供僧等轉讀大般若經」という比較的
 大きな規模の対処祈禱が行われたからである。『吾妻鏡』に限ってみれば、このような規模の祈禱儀式は鎌倉において初
 めてである。それでは、このたびの「雷鳴変」は如何なる原因でとりわけ重視されていたのであろうか、そこに何らか特
 別な意義があったかについて考えてみたい。

【表3】に示した通り、実際に源実朝が殺害されて以来、鎌倉では火災などの災異現象が頻発していた。承久二年
 (一一二〇)十二月四日条に「去今年鎌倉中火事無絶。纔雖有遲速。遂無免所。匪直也事歟」と記されているよ
 うに、承久元年(一一一九)以来、鎌倉に火災が絶えず、被災を免れた所はなかった。かくして、承久二年年末・承久三
 年年頭に至って、鎌倉には不安な雰囲気か漂っていたことがうかがえる。一方、寵妃伊賀局(舞女亀菊)の所領である撰
 津国長江・倉橋両荘園の地頭を免職して地頭を廃止せよという後鳥羽の要求が承久元年三月に北条義時に拒絶された。次
 いで、八月十六日、熊野山が湯浅宗光の処罰を要求したため、後鳥羽は宗光を対馬流罪に処した。この処分に対して、義
 時は同二十三日付けで主税頭宛ての書状を出して抗議していた。そして九月十九日に、宗光の子宗成に父の所職を安堵し

た。⁽²²⁾さらに、『吾妻鏡』によれば、長江・倉橋両荘の地頭廃止を求めめるには、上皇の宣旨が二度下され、二度も拒否された。⁽²³⁾つまり、地頭改補という問題をめぐって行われた朝幕間の駆け引きにおいては、上皇の叡慮が何度も拒まれたのである。後鳥羽と義時、さらに朝廷と幕府との間の緊張感はずます高まっていったのであろう。承久元年（一二一九）から鎌倉に浮いてきた不安な雰囲気と後鳥羽と幕府との対峙とは無関係ではなからう。

同時に、承久年間に後鳥羽の主催で修された修法を見れば分かるように、承久元年から密教の修法が多く行われ、承久元年の修法の回数は群を抜いて二十七回にも及ぶ。さらに様々な修法においては、調伏的なものが多かった。⁽²⁴⁾「幕府に対する明白な挑発行為」と言われる地頭改補要求の上に、多数の調伏法を修した上皇の挙動を、幕府が全然知らないはずがなからう。承久三年（一二二一）正月十日の雷鳴変に対する大いなる対処は、後鳥羽の調伏的な修法に対抗しようとするためになされたのではないだろうか。

京都からの急使が鎌倉に着いた五月十九日以前、京都の動静に対する幕府の反応が『吾妻鏡』には一切見て取れない。上皇の討幕に対して、幕府は全く受動的であったように記されている。しかし、承久元年以来の諸情勢に関して、幕府の上層部が無神経で何も察していないとは考えられない。承久二年の年末或いは承久三年の年頭には、後鳥羽の討幕の動向はすでに幕府に察知されていただろう。義時をはじめとした幕府の首脳部はこの日が来るべきことを覚悟していたからこそ、追討の宣旨に対して、すばやい対応を取っていたのであろう。ただ、承久の乱の際に、朝廷に敵対するのではなく、上皇に義時のことを讒言した近臣を罰するのだという幕府の説が見られるように、上皇から追討を受けるような罪科がまったくないことを主張する⁽²⁷⁾ために、幕府の落ち度となること、つまり上皇に対抗するような折衝を行ったことを『吾妻鏡』に明記しないようにしていたと推察されよう。

要するに、幕府要人の凶事だけではなく、幕府の戦事——承久の乱——の前にも起きた雷鳴は、まさしく武家の変事を予兆する災異と認識されていた。だが、このような災異を記録する場合には、災異現象とその徴候となる災禍との関連付

けは明らかに忌避されていた。災異現象だけを記すというのは、災異記事に関する基本的な編纂方針となる。しかし、災異記事の背後には、必ずしも特定の意図がないとは限らない。多くの雷鳴が災異と記されないことには、雷鳴と武家の凶事との関係を否定する意図が含まれていたのではないだろうか。とするならば、特定の編纂意図によって、災異現象に対する取捨選択が考えられよう。そこで、『吾妻鏡』における採択された災異現象を探ってみる。

三 採択された災異現象

『吾妻鏡』の編纂は執権政治期に確立を見た家々の立て直しという意図に沿ってなされた⁽²⁸⁾と指摘されているので、災異記事に登場してきた人物を手がかりにして検討を加えてみたい。

人物を糸口にして『吾妻鏡』に見られる災異記事をまとめてみると、【表4】の通りである。まず、災異記事に登場してきた人物の多くは將軍家と得宗家であり、災異現象発生場所はほとんど將軍家の御所又は得宗家の御亭に集中していることが分かる。そのため、幕府要人の邸宅を中心に、將軍家と得宗家に関わりそうな災異現象がとくに注目されていたことが明らかになる。

しかし【表4】に示したように、將軍や得宗ではない人物も災異記事に見られる。例えば、文治四年(一一八八)十一月十八日条に「今暁於大庭平太景能宅庭。狐斃」、また建久四年(一一九三)正月五日条に「工藤左衛門尉祐經家。恠鳥飛入」という記事が載せられている。この二箇条の記事に出てくる大庭景義(景能とも表記)【表4】・【1】と工藤祐經【表4】・【2】は、いずれも当時の有力な御家人で、源頼朝のあつい信頼を得た存在であった。

大庭景義は頼朝の時期において長老格として活躍した人物である。彼に関して最もよく知られているのは、彼が奥州出征の直前に提出した「軍中間將軍之令。不聞天子之詔⁽²⁹⁾」という進言であろう。興味深いことに、大庭景義にかかわ

る怪異は文治四年即ち奥州征伐の前年に現れた。また工藤祐経の場合も同様である。怪鳥が彼の家に飛んできたという怪異が現れた建久四年の五月に、有名な曾我兄弟の敵討ちの事件が起こり、工藤祐経は二人の兄弟に殺害された。したがって、この二箇所の災異記事は奥州合戦と曾我兄弟の敵討ちにまつわる挿話として配置された可能性が高いと推察される。

次に注目したいのは、得宗の流れではない北条時盛〔表4〕・〔3〕にかかわった怪異である。寛元五年（一二四七）正月三十日に「越後入道勝圓。佐介亭後山。光物飛行」という奇怪な現象があった。この記事に見られる「越後入道勝圓」は北条氏佐介流の祖、北条時盛である。時盛は北条時房の長男として生まれたが、京に留まることが多く、幕政にはあまり関与できなかった。さらに彼の息子たちも同様に幕政の中枢から遠ざかっていた。⁽³⁰⁾かくして、災異記事における北条時盛の登場自体が不思議である。だが、宝治合戦の前に頻発した多数の災異現象の一つとして、これを宝治合戦の前兆と捉えてもよからう。一方、この怪異現象の発生場所である「佐介亭」に注目してみると、九条頼経が鎌倉を追却された時、時盛の「佐介亭」に逗留したことが分かる。したがって、九条頼経のことが思い出されるこの怪異は、宝治合戦と宮騒動との関連付けを示唆するために配置されたと言よう。

要するに、將軍や得宗ではない人物にかかわった災異現象が記されていることから、災異記事は一定の意図に即しながら、たとえば特定の事件を特筆したり、予兆したりするために採択され、載せられていたと考えられる。

ところで、『吾妻鏡』は『東鑑』ともいうように、『吾妻鏡』の災異記事に「東国」の地域性が想定できる。災異現象の発生場所に焦点を当てみると、鎌倉のほかに、相模、武蔵、伊豆、上野、常陸、陸奥、信濃、美濃に起きたものも『吾妻鏡』に見られる。そのため、『吾妻鏡』の災異記事は鎌倉を中心とした関東地方を対象に編纂されていたのである。しかし、仁治二年（一二四二）二月に関東の名社である常陸国の鹿嶋社に起こった火事に対して、幕府はあまり関心を寄せていなかったようである。『百鍊抄』⁽³²⁾仁治二年二月十二日条によると、当日に鹿嶋社が火事で焼亡した。そしてこの鹿嶋社の火事に対して、朝廷は三月十二日に「撰政家奉幣春日社」。被_レ申鹿嶋火事」、同月二十七日日に「奉_二幣三社_一」（春。

原。吉。）。被_レ祈_二謝鹿嶋火事_一」、四月三日に「撰政家奉_二幣大原野。吉田等_一。被_レ祈_二謝鹿嶋火事_一」、さらに十月十七日に「被_レ發遣_二鹿島。香取兩社奉幣使_一」⁽³³⁾という一連の対処を行っていた。一方、今回の鹿嶋火事に対して、『吾妻鏡』に「常陸國鹿嶋社焼亡。但不_レ開御殿。奥御殿等者不_レ燒。當社垂跡以來。未_レ有_二此災_一之由。古老之所_二相謂_一也」⁽³⁴⁾という記述がある以外、幕府の対応などは一切見られない。換言すれば、武神が祭られた関東の名社に対して、奉幣を通して火事を祈謝した朝廷に比べて、幕府はただ関心を示しただけであった。

『百鍊抄』に限ってみれば、鹿嶋社は朝廷の奉幣を受けていた唯一の関東神社である。周知の通りに、鹿嶋社は朝廷にも藤原氏にも関係の深い神社であるが、同時に武神が祭られている神社として、関東武士たちの篤い信仰を受けてきた。さらに、鹿嶋社は鎌倉幕府にとって箱根権現・伊豆権現の「二所」、三嶋社に次いで重要な神社であった。それにも関わらず、鹿嶋社の火災に対して、幕府は対応をしていなかった。そこで、鹿嶋社に見られた災異現象を『吾妻鏡』から探ってみると、仁治二年（一二四一）二月十二日条のほかに、

〔史料七〕建久二年十二月二十六日条

去廿二日子尅。常陸國鹿嶋社鳴動。如_二大地震_一。聞者驚_レ耳。是爲_二兵革并大葬兆_一之由。禰宜中臣廣親所_二註申_一也。幕下有_二御謹慎_一。則以_二鹿嶋六郎_一。被_レ奉_二神馬_一云々

〔史料八〕建長二年八月一日条

常陸國鹿嶋社神宮寺本尊。令_二汗降_一給之由。注申云々

という記事もある。ところが、この三件の災異現象の中で、実際に何らかの対処がなされたのは建久二年（一一九二）の「鹿嶋社鳴動」だけであった。

それに対して、専ら幕府の注目を浴びたのは鎌倉の寺社である。とくに、鶴岡八幡宮寺に発見され、「神殿戸不_レ開_一」⁽³⁶⁾、「社壇鳴動」⁽³⁷⁾、「羽蟻群集」⁽³⁸⁾のような災異現象が『吾妻鏡』に多く見られる。その中でとくに見過ごしてはならないのは、

八幡神の使者とされた鳩の怪異である。源頼家が失脚させられる前の建仁三年（一二〇三）六月三十日条に「鶴岳若宮寶殿棟上。唐鳩一羽居。頃之頓落_レ地死畢」、同七月九日条に「同宮寺闕伽棚下。鳩一羽頭切而死」という「鳩怪」が載せられている。源実朝が公曉に殺害される直前の建保七年（一二一九）正月二十五日に、「今朝廟庭有_レ死鳩」という怪異が発見された。つまり、二人の将軍に大きな災禍が起こる前に、いずれも鶴岡の「鳩怪」が現れていた。鶴岡の「鳩怪」はまるで将軍の運命と密接に関連した怪異のようである。

このようにして、関東地方を中心とした幕府の支配体系が安定していくにつれて、鶴岡八幡宮寺を中心とした幕府の信仰体系も確立してきたと推定される⁽⁴⁰⁾。同時に、鹿嶋社などの関東寺社が災異現象の報告などの方式を通して、幕府とのつながりをも維持した⁽⁴¹⁾。しかし、鎌倉周辺の寺社と比べれば、その対処には差が付けられていたことが明らかである。鎌倉の災異こそが「東国」の災異、幕府の災異であっただろう。したがって、関東地方の各国に発見された災異現象が『吾妻鏡』に収録されていたが、災異記事の編纂は所詮鎌倉を中心になされていた。

要するに、災異記事は関東地方に現れ、将軍・得宗のような幕府要人に関わりそうなものを核心に編纂されていたのである。ただし、特定の事件を提示するために災異現象が配置されたり、幕府の信仰システムによって災異現象が選別されたりしたこともある。そのため、『吾妻鏡』の編纂においては、災異現象は採択されながら編集されていたと推察される。一方、採択された災異現象があるとすれば、意図的に省かれた災異現象或いは災異認識も想定されよう。そこで再び『平戸記』の記録を参照しつつ、この問題を考えてみる。

四 切り捨てられた災異認識

延応年間（一二三九～一二四〇）に、鎌倉では三浦義村、北条時房が相次いで死去した。『吾妻鏡』によれば、三浦義

村と北条時房は大中風によって命を落とされたのである。しかし、『平戸記』には二人、さらに仁治三年（一二四二）六月に亡くなった北条泰時の死について、異なるような記述が見られる。それを『吾妻鏡』の記事と比較すれば、『表5』の通りである。

『平戸記』の記事によれば、三浦義村と北条時房の頓死はいずれも延応元年（一二三九）二月二十二日に没した後鳥羽の怨霊の仕業と見なされていた。また、延応元年の年末に時房の郎等・進士右近将監が後鳥羽院と長敵などが時房のことを召し取りに来るとの夢を見ていたことから、時房の死がますます不思議に思われていた。さて、三浦義村は承久の乱の際に後鳥羽から離反を期待されていたが、追討の宣旨を幕府に知らせ、東海道軍の大将の一人として京方を破り、戦後の政務処理に大いに参与した人物である。また、延応二年（一二四〇）の正月に頓死した北条時房の蹶起もとくに期されて⁽⁴²⁾いたようであるが、彼は義村と同様に、東海道軍の大将の一人であり、乱後に六波羅探題南方として京都に留まつた人物である。二人の死が後鳥羽の怨霊と結び付けられたのは、二人とも承久の乱に関与したからであろう。そして、仁治三年（一二四二）六月十五日の北条泰時の死も、後鳥羽の怨霊と関連付けて認識されていた。

しかし『表5』に示したように、『吾妻鏡』においては、三浦義村と北条時房の死が後鳥羽の怨霊と結びつけて記されたり、理解されたりすることは一切見られない。そして、時房の郎等が見た夢もない。また、『吾妻鏡』の仁治三年の記事が欠落しているので、北条泰時の卒伝は確認できない。

一方、後鳥羽の怨念の発動は院の生前から噂されていたようである。天福元年（一二三三）九月十八日、後堀河院の中宮、四条天皇の母である藻壁門院が死産により二十五歳で亡くなった。また翌年の文暦元年（一二三四）八月六日に、後堀河院が二十六歳で死去した。さらに、後堀河から皇位を譲られて即位した四条天皇も十一歳で早死した。『五代帝王物語』に「いかにも子細ある事なり。後鳥羽院の御怨念、十楽院僧正などの所為にやとぞ申あひける」、『増鏡』に「いかにも、かの遠き浦々にて沈み果てさせ給にし御霊どもにや」と見られるように、三人の死はいずれも後鳥羽の怨霊の仕業と

見なされていた。⁽⁴⁵⁾

それでは、後鳥羽のことは幕府にいかにつまみえられていたのでしょうか。『明月記』嘉禄元年（一二二五）六月十三日条に以下のような怪異が記録されている。

〔史料九〕『明月記』嘉禄元年六月十三日条

山僧之下法師説云、近日志賀浦三井寺領之境濱栽梨木、件梨木邊異鳥來集、其鳥大如唐鳩、色青黒、翅甚廣、引展之三尺五寸許、羽数多也、有四足、其足如水鳥、居水上又在濱不懼、人々集取之、其鳥甚弱、人取之見弄之間、不経程死、其始不知数、数日之間人競取、漸其数少、或者食其鳥、即時死了云々

この記事に見られる四足の鳥は「隱岐の掾」と呼ばれたとい⁽⁴⁶⁾う。そこから、この怪鳥飛来の怪異は承久の乱で隱岐に流された後鳥羽院につながる、解釈されていたことが明らかである。そのうえ、この怪異が発見された直後に、鎌倉では、大江広元と北条政子が相次いで亡くな⁽⁴⁸⁾った。このような事態に直面して、当時の執権北条泰時は京都にいる北条時房に、「三帝二王重可奉禁固⁽⁴⁹⁾」という下知を下した。つまり流罪とした三上皇と二皇子の嚴重な警固という処置を命じていた。また、文暦二年（一二三五）に九条道家が後鳥羽と順徳の還京を幕府に提案したが、「家人等一同申不⁽⁵⁰⁾可⁽⁵⁰⁾然」という内容の北条泰時の書状が送られてきた。かくして、幕府では、まさに後鳥羽を「謀反」の首謀者と見なして厳しい処置方針を貫いていたことが分かる。

そこで、三浦義村、北条時房と北条泰時の死を改めて考えてみたい。三浦義村と北条時房の死と後鳥羽の怨霊との関係が『吾妻鏡』に見られないのは、かかる災異認識が武家にはないというより、むしろ意図的に削除されていたからであろう。三浦義村と北条時房は得宗ではないが、幕府の要人として、彼らの運命に関わった災異現象が意図的に回避されたと考えられる。同時に、このような災異認識が切り捨てられたことは、後鳥羽に対する幕府の処置方針が一貫されていたこととの表れでもあろう。このような災異認識の切り捨てを通して、後鳥羽の怨霊化を否定して、承久の乱における京都攻撃

と戦後処理の正当化を主張しようとしたのではないだろうか。したがって、『吾妻鏡』は北条泰時が死んだ時の巻を欠いているが、泰時の死に関する記述があったとしても、後鳥羽の怨霊との関連付けは見られないと推定される。

他方、寛元四年（一二四六）五月に起こった宮騒動は、『神明鏡』⁽⁵¹⁾によれば、後鳥羽の怨霊の仕業と捉えられていた。そして、三浦義村ら三人の死去と同じように、宮騒動と後鳥羽の怨霊との関係も『吾妻鏡』に見て取れない。しかしながら、寛元四年までに後鳥羽の怨霊によって呪い殺された人々——京都では後堀河院・藻壁門院・四条天皇、鎌倉では三浦義村・北条時房・泰時——は、後鳥羽と何らかの関係を持っていたり、承久の乱に参与したりした人物である。それに対して、宮騒動に関わったのは、九条頼経を中心とした將軍派と北条時頼をはじめとする執権派の人々である。いずれも後鳥羽とは無関係な人物と言ってもよい。なおかつ、宮騒動は幕府内部の騒乱に過ぎない。それでは、宮騒動はいかに後鳥羽の怨霊と結び付けられたのだろうか。もし、かかる関連付けが認められれば、『神明鏡』の説をそのまま受け入れてもよからう、さらに幕府要人の凶事のみならず、幕府の変事と後鳥羽の怨霊との関係に関する災異認識も意図的に忌避されていたと推断されよう。

実際に、北条泰時が死去した直後の六月二十六日に、朝廷は顯徳院の諡号を後鳥羽に改めた。⁽⁵²⁾鎌倉では、寛元二年（一二四四）六月四日、同九月十五日、翌年六月三日に後鳥羽追福のため、九条頼経の主催でお経を供養したり、法事をしたりしていた。⁽⁵³⁾つまり、後鳥羽の怨霊に関する認識は、とうとう泰時の死後に表面化したようである。だが、後鳥羽が亡くなったのは延応元年（一二三九）であるのに、頼経による追福はその五年後の寛元二年（一二四四）であり、しかも彼が將軍を辞任した直後である。

そこで、頼経が辞任前後の経緯を簡単に触れておきたい。北条泰時の晩年になると、將軍の政所下文は泰時を含め多くの別当が署判を加える形式に変わって、源実朝晩年の時期と同じような下文が登場してきた。これは將軍派の台頭及び執権勢力の後退を意味すると指摘されている。⁽⁵⁴⁾このような情勢において、泰時の後を継いだ経時は庭中の制度を設けた。さ

らに寛元二年（一二四四）の四月に、天変を契機に頼経が將軍職を子の頼嗣に譲ることになった。しかし、頼経は何度か還京を予告されながらも、そのたびに上洛を延期して鎌倉に留まり、出家した後「大殿」と呼ばれて幕府内部に隠然たる勢力を保持していた。⁽⁵⁵⁾そこから、將軍派と執権派との対抗が明瞭にうかがえる。さらに、頼経の辞任も結局その対立によって、断行させられたのだろう。

そうすると、將軍派と執権派との対抗の最中に行われた後鳥羽の追善を単なる慰霊の儀式と捉えては不十分であろう。明らかに北条泰時以来の後鳥羽政策に背いていた頼経のこの行動には、「纒雖帶將軍之吊、猶以在幼稚之齡、然間彼義時朝臣、偏假言詞於教命、恣致裁斷於都鄙」という理由で北条義時を追討した後鳥羽のことを意識しつつ、將軍を幕府の象徴的存在にして幕政を専断した得宗家と対決する政治構想及び動向が潜在していたと推察されよう。換言すれば、後鳥羽を追慕するという將軍派の政治的方向付けがなされたのではないだろうか。とするならば、宮騒動を後鳥羽の怨霊と関連付けて捉えても無理はなからう。したがって、『神明鏡』の説にしたがって、宮騒動を後鳥羽の怨霊の仕業と見なしてもよからう。さらに、北条氏のもとで編纂された『吾妻鏡』において後鳥羽の怨霊に関する災異認識が依然として切り捨てられたこともこれで理解できる。

要するに、承久の乱後の幕府においては、後鳥羽に対する処置のみならず、後鳥羽の怨霊に関する忌避も厳しかったのである。『吾妻鏡』において三浦義村、北条時房と泰時の死、さらに宮騒動と後鳥羽の怨霊との関連付けが切り捨てられたことはその表れである。このような災異認識に対する意図的な回避が幕府の特定の政治的意図——承久の乱後の政治体制の肯定——によってなされた可能性があるのではないだろうか。

おわりに

以上、『吾妻鏡』を通して鎌倉幕府の災異を考察し、幕府または武家の歴史をもとにした幕府独自の災異体系が確立されていたことが分かった。また、公家の日記との対照を通して、『吾妻鏡』における災異記事の編纂が一定の方針に沿ってなされたことが明らかになった。つまり、災異現象を記すが、災異の効験などを削除するという基本方針の上に、將軍をはじめとした要人を中心に、様々な災異現象が忌避されて編纂されていたのである。さらに、特定の意図に即して、災異現象に対する取捨選択がなされた。曾我兄弟の敵討ちなどの事件を提示したりするために災異現象が配置されたり、幕府の信仰システムによって災異現象が採択されたり、承久の乱における幕府の措置と戦後処理を正当付けるために幕府要人の死及び宮騒動と後鳥羽の怨霊と関連付けが切り捨てられたりしていた。

本稿は『吾妻鏡』における災異記事に注目し、その記事の編纂方針及び意義に関する基本的な考察を試みたが、承久の乱と後鳥羽の怨霊のことにも若干触れた。さらに深い考察は別の機会に行うことにしたい。

【表1】 関東寛元三年年頭の災異現象表

年月日	『吾妻鏡』の災異記事	『平戸記』の災異記事
(寛元3) 1. 1	風烈、及深更雷鳴	
1.11	戌尅、雷鳴兩聲	
1.15	月蝕正見	
1.16		関東火災不可説云々、又大雪下云々、其深四尺云々、希代之由武家稱之、將軍有事之時前々必有大雪下云々、頼家卿之時者二尺、實朝公之時者三尺、今度四尺無其例、其災殃定超彼時歟之由、各以存知云々又正月雷鳴事頼朝卿事之時者元日也、頼家卿事之時者三日也、實朝公事之時者八日也、代々正月雷鳴之時、將軍有災云々、可恐々々
1.18	卯尅地震	
1.19		傳聞、關東除夜并元日雷鳴云々、元日雷令落云々、又彼元日其所八幡宮頼朝卿執政之時奉鎮座云々、鳥居三基同時顛倒云々武士等抱恐云々
1. 2	未尅地震	
1.21	巳尅雷鳴	
1.27	客星出現	
2. 6		傳聞、去正月廿一日關東又雷電大風云々、武士等殊成恐云々、正月雷前々必果其災禍之故云々、今年正月及兩度、誠可然歟、承久三年正朔大風、今年又如此云々

【表2】 関東冬・正月雷鳴の先例表

雷鳴の年月日（『平戸記』）	雷鳴の年月日（『吾妻鏡』）	関連人物
（建久10）1.1		源頼朝
（建仁3）1.3	（建仁2）12.24	源頼家
（建保7）1.8		源実朝
（建保6）冬		源実朝
（貞応2）冬	（貞応2）11.29/30	北条義時
（貞応3）冬	（貞応3）11.13/15	北条政子

【表3】『吾妻鏡』承久元年・二年の災異現象表

年月日	災 異 記 事
（承久元） 9.22	自申一點。至戌四剋。鎌倉中燒亡。
11.21	寅刻大風。巳尅風休止之後。相州新造亭顛倒。卜筮之所告。頗不快云々。
12.24	子刻。故右府將軍亭當時二品居所。燒亡。失火云云。
（承久2） 1.12	卯尅地震。
1.29	入夜。窟堂邊燒亡。
2.16	丑刻。大町以南燒亡。北風頗扇。南延至濱。
2.26	亥刻。大町上失火。於武州亭前火止訖。
3. 9	酉刻。窟堂邊民居數十字災。
7. 3	自去夜半雨降。辰尅風雨尤甚。鎌倉中人家。或爲風顛倒。或依水流失。河溝邊卜居之輩多死亡。近來無比類云云。
9.25	酉剋。大野右近入道。工藤八郎左衛門尉等宅依失火災。右京兆館希有免餘災云云。
10.11	亥尅。町邊燒亡。南北二町餘災。相摸次郎入道行念。大夫尉惟信等家在其中云云。
11.21	寅刻。雷鳴數聲。
12. 2	寅尅地震。同時。永福寺內僧坊兩三字燒失。
12. 4	燒亡。民部大夫行盛。內藤左衛門尉盛家等宅災。

【表4】『吾妻鏡』の災異記事に登場する人物表

年月日	災異記事	関連人物
文治2.2.4	營北山本。狐生子。其子入御丁臺	源頼朝
文治4.11.18	今晚於大庭平太景能宅庭。狐斃	大庭景能 [1]
建久4.1.5	工藤左衛門尉祐經家。柀鳥飛入	工藤祐經 [2]
建保7.2.15	二品御帳臺内。鳥飛入	北条政子
承久3.6.8	鎌倉雷落于右京兆館之釜殿	北条義時
貞応2.4.16	鼠奉喰御衣事	九条頼経
貞応2.4.28	令懸烏糞給	九条頼経
貞応2.12.3	奥州御亭有光物	北条義時
貞応3.3.14	若君御亭南廊御部上。鳥作巢	九条頼経
貞応3.3.18	若君御亭釜殿釜耳。蔬生	九条頼経
安貞2.2.7	將軍家御衣。鳶糞令懸給	九条頼経
安貞2.9.20	竹御所寢殿南面格子内。犬一疋忽然出來。伏疊上	竹御所
延応2.4.8	前武州御亭御廐侍鳴	北条泰時
仁治2.8.15	將軍出御時劍拔落糞子上	九条頼経
寛元5.1.30	越後入道勝圓佐介亭後山。光物飛行	北条時盛 [3]
建長2.12.11	幕府南庭。連夜狐吟	九条頼嗣
弘長3.5.17	鷺集于左典廐御亭。頃之指永福寺山飛去	北条時宗

【表5】三浦義村・北条時房・北条泰時の卒伝表

年月日	『平戸記』の記事	『吾妻鏡』の記事
延応1.12. 5		未時。前駿河守正五位下平朝臣義村卒。頓死。大中風云々。
延応2. 1.24		今暁正四位下行修理権大夫平朝臣時房卒。六十六。自昨日辰刻被口籠。去夜絶入。是若大中風歟云々。今日午刻卒去之由。雖及披露。真實閉眼者。今暁丑時云々。
延応2. 1.28	人口云、去年歳暮義村頓死、今年又時房頓死、偏是顯院禦所為云々、關東中偏以御顯現云々、其上時房郎等男、稱進士右近將監、不知交名、去年歳暮有不可説之夢想、是顯院長嚴僧正等、時房可被召取之由也、果而有此事云々	
仁治3. 6.20	前武州泰時入道去十五日夜已殞命云々（中略）去十日殊減氣勸食事、自十一日又更發、十二日又發、自十五日未刻氣、前後不覺、温氣如火、人以不寄付其傍、亥刻辛苦惱亂、其氣絶了云々（中略）顯院御靈顯現、有不可説事等云々	

注

- (1) 『古事記』、『風土記』などの古記録には、大物主神が起こした疫病に対して、祈攘のためその子孫に祀らせたり、在地の荒ぶる神々が災害を起こし祭祀によって鎮撫されたりするような話が見られる。
- (2) いわゆる天人相関の災異思想とは、中国漢代の儒学者、董仲舒が天人相関の思想や陰陽五行説をもとにして提起した災異に関する思想である。すなわち、人君が悪政を行えば、天は災異を起こし、人君を譴責し、なお不徳を反省しなければ、王朝でも滅ぼすという説である。
- (3) 榎本福寿「日本書紀の災異関連記述を読む―日本書紀の文献学をめざす試み―」(『日本史研究』四九八号、二〇〇五年)
- (4) 本稿では、天変とともに、人の不安を引き起こす災害、自然界の法則に則らぬ異常な現象を災異現象、災異現象を記す記録を災異記事とする。災異現象の中で、災異(変事の前兆など)と認定されたものだけを災異として論述を展開する。
- (5) 律令期の災異に関する研究は榎本福寿「日本書紀の災異関連記述を読む―日本書紀の文献学をめざす試み―」のほかに、江畑武「推古・舒明・皇祖三紀の災異記事」(『日本書紀研究』一九七一年)、松本卓哉「律令国家における災異思想―その政治批判の要素の分析―」(『古代王権と祭儀』吉川弘文館、一九九〇年)、山下克明「災害・怪異と天皇」(『岩波講座 天皇と王権を考える・八』岩波書店、二〇〇二年)、小林宣彦「律令期における災異への対処とその思想的背景に関する基礎的考察―神・仏・天のうち神祇の対処を中心に―」(『神道宗教』二〇〇五年)、細井浩志「古代の天文変異と史書」(吉川弘文館、二〇〇七年)、三宅和朗「古代の王権祭祀と自然」(吉川弘文館、二〇〇八年) 榎村寛之「奈良・平安時代の人々とフシギナコト」(『怪異学の可能性』角川書店、二〇〇九年)などの論考が見られる。
- (6) 鎌倉幕府の災異に関する論考は、村山修一「日本陰陽道史総説」(塙書房、一九八一年)、笹本正治「鳴動する中世 怪音と地鳴りの日本史」(朝日新聞社、二〇〇〇年)、谷口榮「鎌倉を取り巻く生物たち」(佐藤和彦・谷口榮編『吾妻鏡事典』、東京堂出版、二〇〇七年)、山田雄司「鎌倉時代の怪異」(『怪異学の可能性』角川書店、二〇〇九年)などが見られる。
- (7) 山田雄司「鎌倉時代の怪異」(『怪異学の可能性』角川書店、二〇〇九年)
- (8) 『吾妻鏡』の史料としての価値に関する論考は江戸時代から行われているが、近代においては原勝郎『吾妻鏡の性質及其史料としての価値』(『史学雑誌』第九編第五、六号、一八九八年五、六月)、八代国治『吾妻鏡の研究』(藝林舎、一九七六年)などがある。いずれの論考も『吾妻鏡』に北条得宗家を顕彰したり、得宗家の行動を正当化したりするための曲筆が多いことを指摘している。

- (9) 本稿では、「特筆」をとくに取立てて記すという意味で使う。
- (10) 五味文彦『増補 吾妻鏡の方法』(吉川弘文館、二〇〇〇年)
- (11) 本稿は『新訂増補国史大系 吾妻鏡』(吉川弘文館、一九三二年版)を使用する。
- (12) 本稿の怪異は現代日本語の怪異と異なり、文献上の「怪異」(自然界の法則に則らぬ異常現象)をそのまま引用するものであり、以下で括弧を省略する。
- (13) 『日本霊異記』に小子部連柄軽は雷神を捕まえ、死後雷神に墓の碑文の柱を蹴り破られた話(『日本霊異記』上巻第一話)や、延長八年の清涼殿落雷事件を契機に雷神と結び付けられた菅原道真の話などが挙げられる。
- (14) 『漢書』をはじめとした中国正史の「五行志」において、雷電が天人相関の災異説によって、「水不潤下」の災異の一つとして捉えられている。
- (15) 本稿は『増補史料大成 平戸記』(臨川書店、一九八五年)を使用する。
- (16) 『平戸記』の成立が『吾妻鏡』よりはやいので、『吾妻鏡』編纂の際に『平戸記』が原拠として利用された可能性があるが、本稿はこの問題を追究しないことにする。
- (17) 『平戸記』寛元三年正月二十二日条
三合とは、一年に太歳・太陰・客気の三神が合すること。陰陽道という厄年の一つ、この年は災厄が多いとされた。
- (18) 『平戸記』仁治元年十一月十七日条
- (19) 同右
- (20) 四件の雷鳴記事において、史料三、四に記されている雷鳴が災異とされたことは、後日に行われた対処の祈祷や奉納から分かる。それに対して、史料五と六に見られる雷鳴は、冬至と大晦日という特定の時点に起きただけに、間違いなく災異とされたようである。
- (21) 『吾妻鏡』によれば、承久元年三月十五日に、北条義時は「是今度以忠綱朝臣被仰下条々事勘答並將軍御下向事等也」という目的で、北条政子の御使として上洛したので、後鳥羽の要求が当時拒否されたと見られる。
- (22) 宗光流罪記事は『仁和寺日次記』(黒川春村編『歴代残闕日記』巻七、臨川書店、一九七〇年)承久元年八月十六日条に見える。また「承久元年八月二十三日北条時政書状写」、「承久元年九月十六日北条義時下知状案」という書状が『鎌倉遺文』二五四三号、二五四四号(竹内理三編、東京堂出版、一九七六年)に見られる。
- (23) 『吾妻鏡』承久三年五月十九日条

- (24) 谷昇「承久の乱に至る後鳥羽上皇の政治課題―承久年中「修法群」の意味―」(『立命館文学』五八八、二〇〇五年)
- (25) 杉橋隆夫「後鳥羽上皇の政権構想―承久挙兵の意図―」(『別冊歴史読本 後鳥羽上皇』、新人物往来社、一九九〇年)
- (26) 中世において、祈祷が国家や領主権力を支える暴力装置・戦闘行為として機能していたと平雅行氏が『日本中世の社会と仏教』(塙書房、一九九二年)に指摘している。
- (27) 上皇・朝廷に敵対する「悪」を緩和するため、幕府が様々な工夫を凝らしたと上横手雅敬氏が「戦争の勝因と敗因」(藤井忠俊、新井勝絃編『戦いと民衆』、東洋書林、二〇〇〇年)という論考で指摘している。
- (28) 注十一 三一―一ページ参照
- (29) 『吾妻鏡』 文治五年六月三十日条
- (30) 北条氏研究会編『北条氏系譜人名辞典』(新人物往来社、二〇〇一年)
- (31) 宝治合戦の前に、佐介亭に現れた光物のほかに、宝治元年正月二十九日に「羽蟻群飛、充滿鎌倉中」、二月一日に鶴岡八幡宮寺では「御戸数刻不被開」、三月十一日に「由比濱潮變色、赤而如血」、三月十二日に「大流星自良方行坤」などの災異現象が発見されていた。
- (32) 『新訂増補国史大系 百鍊抄』(吉川弘文館、一九六五年版)
- (33) 『百鍊抄』 仁治二年三月十二日条、同月二十七日条、四月三日条、十月十七日条
- (34) 『吾妻鏡』 仁治二年二月十二日条
- (35) 三宅和朗『古代の王権祭祀と自然』(吉川弘文館、二〇〇八年)
- (36) 『吾妻鏡』 嘉禄二年二月一日条
- (37) 『吾妻鏡』 寛喜三年十一月六日条
- (38) 『吾妻鏡』 嘉禎二年四月八日条
- (39) 『吾妻鏡』 によれば、建仁三年九月七日に頼家が出家し、さらに同二十九日に伊豆国へ追放された。
- (40) 上横手雅敬「源頼朝の宗教政策」(『中世の寺社と信仰』、吉川弘文館、二〇〇一年)
- (41) 災異の報告を通して、朝廷の関心を高め、その経済的な援助をねらうという諸社の動向が院政期から顕著になってきたという村山修一氏の説がある。(村山修一『日本陰陽道史総説』、塙書房、一九八一年、二四六ページ)
- (42) 野口実「承久の乱」(『後鳥羽のすべて』、新人物往来社、二〇〇九年)
- (43) 『五代帝王物語』(三弥井書店、二〇〇〇年)

- (44) 『新訂増補国史体系 増鏡』(吉川弘文館、一九六五年)
- (45) 後鳥羽の怨霊に關しては、松林靖明「『承久記』と後鳥羽院の怨霊」(『日本文学』三四・五、一九八五年)、今野慶信「後鳥羽院の怨霊―利用される怨霊」(鈴木彰、樋口州男編『後鳥羽院のすべて』、新人物往来社、二〇〇九年)などの論考を参考する。
- (46) 『明月記』(国書刊行会、一九七三年版) 嘉禄元年六月十三日条
- (47) 久保田淳『藤原定家とその時代』(岩波書店、一九九四年)
- (48) 『吾妻鏡』 嘉禄元年六月十日条、七月十一日条
- (49) 『明月記』 嘉禄元年六月二十八日条
- (50) 『明月記』 文暦二年五月十四日条
- (51) 『神明鏡』(『史籍集覧』第二冊、すみや書房、一九六七年)
- (52) 『平戸記』 仁治三年六月二十六日条
- (53) 『吾妻鏡』 寛元二年六月四日条、同三年六月三日条
- (54) 工藤勝彦「九条頼経・頼嗣將軍期における將軍権力と執権権力」(『日本歴史』五一三、一九九一年)
- (55) 五味文彦「京・鎌倉の王権」(『日本の時代史・八』、吉川弘文館、二〇〇三年)
- (56) 石井進『石井進の世界・一』(山川出版社、二〇〇五年)
- (57) 竹内理三編『鎌倉遺文』二七四六号(東京堂出版、一九七六年)